



.....

平成 2 7 年 第 1 回

本別町議会臨時会会議録

.....

自 平成 2 7 年 2 月 1 0 日  
至 平成 2 7 年 2 月 1 0 日

本 別 町 議 会

# 平成27年本別町議会第1回臨時会会議録

平成27年2月10日（火曜日）午前10時00分開会

## ○議事日程

- |       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 |         | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第 2 |         | 会期決定の件                          |
| 日程第 3 |         | 議会運営委員長報告                       |
| 日程第 4 |         | 諸般の報告                           |
| 日程第 5 |         | 行政報告                            |
| 日程第 6 | 議案第 1号  | 平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）<br>について |
| 日程第 7 | 議案第 2号  | 本別町使用料条例の一部改正について               |
| 日程第 8 | 意見書案第1号 | 農協関係法制度の見直しに関する意見書              |

## ○会議に付した事件

- |       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 |         | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第 2 |         | 会期決定の件                          |
| 日程第 3 |         | 議会運営委員長報告                       |
| 日程第 4 |         | 諸般の報告                           |
| 日程第 5 |         | 行政報告                            |
| 日程第 6 | 議案第 1号  | 平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）<br>について |
| 日程第 7 | 議案第 2号  | 本別町使用料条例の一部改正について               |
| 日程第 8 | 意見書案第1号 | 農協関係法制度の見直しに関する意見書              |

## ○出席議員（12名）

- |    |     |        |     |     |       |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君  | 副議長 | 11番 | 林武君   |
|    | 1番  | 矢部隆之君  |     | 2番  | 藤田直美君 |
|    | 3番  | 篠原義彦君  |     | 4番  | 大住啓一君 |
|    | 5番  | 山西二三夫君 |     | 6番  | 黒山久男君 |
|    | 7番  | 小笠原良美君 |     | 8番  | 方川英一君 |
|    | 9番  | 高橋利勝君  |     | 10番 | 阿保静夫君 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者		黒田匡君	総務課長	大和田収君
保健福祉課長		吉井勝彦君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長		能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長		岩城幸宏君	総務課長補佐	三品正哉君
教育長		中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長		安藤修一君	代表監査委員	畑山一洋君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
------	-------	--------	------

(午前 10 時 00 分)

---

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成 27 年第 1 回本別町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、高橋利勝君、方川英一君、及び藤田直美君を指名します。

---

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

---

◎日程第 3 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第 3 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長、小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成 26 年 12 月 11 日第 4 回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 1 件の提出がありました。農協関係法制度の見直しに関する意見書については、本町の基幹産業でもある農業協同組合から、緊急性があり早急に取り組んでほしいとの陳情も含め、農協組合員並びに地域経済への影響も大きいことなども鑑み議会運営委員にて協議しました結果、本日の臨時議会において審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第1号専決処分報告、平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について報告を求めます。

岩城老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（岩城宏幸君） 報告第1号専決処分報告。平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,260万6,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目寄付金1節一般寄付金の5万円の補正は、本別町美里別2番地2にお住いの〇〇〇〇様からの寄付金でございます。

歳出ですが、寄付者の意向によりまして介護材料といたしまして、体位変換や姿勢保持に使用いたしますクッションの購入に充てるものであります。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成26年11月分及び12月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 まち・ひと・しごと創生総合戦略についての行政報告をさせていただきます。

平成26年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行されました。法施行に伴い国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを策定し、今後5カ年の目標や施策の基本

的方向、具体的な施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を12月27日に閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むことといたしました。

まち・ひと・しごと創生につきましては、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があり、地方公共団体においては、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、地方版総合戦略等を策定し、具体的な施策を推進していくことが求められておきまして、本町におきましても、今年、2月2日に庁内組織となります本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を立ち上げ、本町における人口ビジョンや地方版総合戦略の策定に向け、全庁的に取り組むこととしたところであります。

地方版総合戦略につきましては、平成27年度中に策定することとなりますが、地方自治体自らが客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要でありますことから、策定にあたりましては、住民、関係団体や民間事業者の方々などの参加、協力をいただきながら、広く関係者の意見が反映されるよう努めて参りたいと考えております。

また、2月3日に成立いたしました国の補正予算への対応につきましては、地方経済の好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として交付されます地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域消費喚起を促すプレミアム付商品券の発行や低所得者支援などの生活支援策について検討中であり、また、地方版総合戦略に盛り込みますことを想定し、地方が直面する課題へ実効ある取り組みを通じ地方の活性化を促す地方創生先行施策について、現在、検討しているところであります。

なお、国の補正予算における交付金活用につきましては、経済対策の閣議決定がされました平成26年12月27日以後に地方公共団体の予算に計上された事業に限定されておりまして、関連予算案につきましては、3月の定例会において補正予算を提案させていただく予定でありますので、議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第1号平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第1号平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、指定寄付金によります基金への積み立て及び消耗品の購入、軽トラック1台、使用不能による更新、国の補助事業採択によります向陽町団地改善事業及び災害復旧補助事業の追加などが主な内容であります。緊急を要するため今臨時会に

提案するものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,657万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,964万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金197万円の補正は、寄付者の意向により、個性あるふるさとづくり基金への積み立てに充てるものでございます。

次の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節備品購入費108万円の補正は、これまで借上げ料として使用していましたがサポート終了によりまして使用できなくなったため、本年4月1日からの稼働に備え、障がい者福祉システムを新規購入するものであります。

次の2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費11節需用費1万5,000円の補正は、寄付者の意向により、養護老人ホーム用加湿器2台を購入するものであります。

次の3項児童福祉費3目常設保育所費11節需用費5万円の補正は、寄付者の意向により、中央保育所用として乳幼児用遊具1式を購入するものであります。

次の4項都市計画費2目公園費110万6,000円の補正は、軽トラック1台が使用不能となったため更新するものであります。

次のページをお願いいたします。

5項住宅費2目公営住宅建設費8,395万2,000円の補正は、平成26年度国の新規事業として採択されたため向陽町団地公営住宅整備事業を実施するものであります。

別紙の予算説明資料1ページをお願いいたします。

右側の補正事業説明ですが、コンクリートブロック造り平屋建て1棟5戸、面積330.88平方メートル、移転助成7件で、左側の事業費、補正額8,395万2,000円、財源内訳は、国庫支出金4,150万3,000円、地方債2,440万円で、一般財源は1,804万9,000円であります。

なお、この事業につきましては、次年度へ繰り越しとなります。

予算書にお戻りください。

9ページ、10ページをお願いいたします。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費11節需用費48万4,000円の補正は、本別中学校体育館ドア改修、同体育館温風暖房機及び勇足中学校温風暖房機を修

繕するものであります。

次の4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費20万円の補正は、寄付者の意向により図書を購入するものであります。

次の11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費15節工事請負費3,750万円の補正は、平成26年発生災害復旧事業として採択を受けたものでありますが、別紙の予算説明資料の3ページをお願いいたします。

昨年8月10日から11日にかけて発生しました大雨による被害を受けました町道美帯横断道路の復旧工事であります。

右側の補正事業説明ですが、工事延長31メートルで、左側の事業費、補正額3,750万円、財源内訳は、国庫支出金3,000万円、地方債750万円で、一般財源はありません。

なお、この事業につきましても、次年度へ繰り越しとなります。

予算書にお戻りください。

以上で、歳出を終わりにして、次に歳入を御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税2,093万7,000円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節災害復旧費負担金3,000万円の補正は、歳出で説明いたしました町道美帯横断道路災害復旧工事に対する負担金。2項国庫補助金4目土木費国庫補助金2節住宅費補助金4,150万3,000円の補正は、これも歳出で説明いたしました向陽町団地公営住宅改善事業に対する補助金であります。

17款1項1目寄付金1節総務費寄付金197万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、町外の個人の方から149件で192万円、東京本別会会長、〇〇〇〇様から5万円の指定寄付金であります。

なお、個人の方のお名前、住所、寄付金額の紹介につきましては割愛をさせていただきます。

また、1月31日現在で、寄付金納入件数274件、寄付金額は495万2,517円となっております。

次の2節民生費寄付金老人ホーム物品購入費として、十五辰年会代表、〇〇〇〇様から1万5,000円、保育所物品購入費として、本別町月見台にお住まいの〇〇〇〇様から5万円の指定寄付金でございます。

次の4節教育費寄付金20万円は、図書購入費として、本別町南2丁目にお住まいの〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の21款1項町債4目土木債2節住宅債2,440万円の補正は、歳出で説明いたしました、向陽町団地公営住宅改善事業。

次の9目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債750万円の補正は、町道美帯横断道路災害復旧工事に対する地方債であります。

以上で、歳入を終わりました、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正であります、1、追加。起債の目的。災害復旧事業、限度額750万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、現行と変わりありません。

2、変更。

これは、事業の追加により限度額を変更するものであります。

起債の目的、公営住宅建設事業1,200万円を3,640万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 9、10ページの住宅費で、15節工事請負費、向陽町団地の改善事業8,300万円ということですが、これは、予算説明資料を見るとC棟ということですが、平成25年には、B棟を同じような内容でやっているわけですが、今回のこの事業費8,000万円台ですが、25年のときは、当初予算で6,000万円台ということで、ただ今回は、外溝工事が入っているから8,000万円というふうになっているのかもしれませんが、新規事業ということもありますので、その事業費なり、整備内容というのは、今までと変わることはないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時21分）

再開宣告（午前10時22分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） お答をいたします。

1棟5戸というのは変わらないのですが、場所によって奥行きだとか、そういう部分が若干変化がありまして、それによって面積が当然変わってきます。それと、労務賃金のアップですとか、消費税のアップ等もございますので、そういう関係で若干、金額的には高くなっているということがございます。

工法的には、基本的には変更はございません。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） これから改善事業をやる上で、できるのかどうかはわかりませんが、オール電化ですよね。今、電気料が上がって、オール電化で大変苦慮している、入居者が苦慮をしているという声が聞こえるのですが、その辺については、例えば今後の改善にあたって、今回も含めてそうですが、対応とか、そういったことは、できる可能性はあるのか、その辺をお伺いをしたいのですが。

○議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君） まず、オール電化を採用しているということはですね、まず、安全面という部分が非常に重要なことをごさいますして、火を使わない、そういう子どもたちからお年寄りまで使用する部分をごさいますし、集合住宅でございますので、安全という部分で一番安心かなというふうに考えています。

また、当然、これまで以上にそういう電気料等が上がりましたときには、その辺も柔軟に検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 歳入のほうで伺います。6ページです。

寄付金の個性あるふるさとづくり基金で、今回149件、197万円の増ということで、前回、12月のときにも当初から大分ふえたということで、あのときは、お礼品としてジャガイモが非常に人気だと。それからアスパラも伸びそうだという話だったのですけども、これは、それにさらに加えてですものね、今回の提案は。ですから、お礼品というの、そろそろ底がついてるのだろうなということとか、それから、個人的には申し上げましたけども、やはり、ないからといってちょっと品質の劣るものは絶対に送ってはいけないというふうに思っている、その辺の対応について、今回はどういうふうにするのかと思ひまして、伺いたいと思ひます。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） ただいまの御質問なのですが、確かにジャガイモにつきましては、12月で御説明した以上に伸びまして、大体53.9パーセントがジャガイモの希望の方があります。これにつきましては、観光協会を通じて本別町の方からの提供ということで、昨年、品薄が一度ありましたが、もう一度今、何とか確保できる状態で今、良質なものを提供しております。私どもは、そういう形で、本別町の特産品ですので、そういうふうな部分では、やはり地域の方のものを大事にしながら届けていきたいというふうに考えておりますし、今後、アスパラも時期になれば出てくるのかというふうに期待しております。そういう部分についても早めに各協会、それから関係の方とも協議をしながら事前に対応できるように取り進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先般、農協の懇談会がありまして、ジャガイモを年を越し

て、どの程度、貯蔵庫で確保できるのかという話しを、この話もしながらしたので、5月くらいと言っていました。次の年の5月ということです。それから、アスパラ農家が私が知る限りでは、農家と言っていいのかあれですけども、3軒程度かなというところで、一般質問にならない範疇で言うと、やはり来年の確保というのは、ちょっと体系的に考える必要があるのかというふうに思っていますけど、その辺について、どういうふうに考えていますか。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 阿保議員、おっしゃるとおりだと私、思います。こういう季節なものを、例えば、私、ジャガイモ、アスパラ、トウキビ、この三つにつきましては、季節特定で特産品としてお返しをしております。この部分については、やはり事前に、ある程度お願いをしなかったら間に合わない部分もあるのかというふうに思っています。ことし9月から急にふえました。インターネットの関係でふえたのです。そういう部分もありますので、来年度、どのぐらいになるかちょっと把握はできませんが、ある程度見込みながら、観光協会、それから関係する方にも再度お願いしながら、できるだけ本別の特産品を無くなることのないような形で、季節限定で提供していきたいと考えております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成26年度本別町一般会計補正予算（第17回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第2号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第2号本別町使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第2号本別町使用料条例の一部改正について、提案の説明を申し上げます。

今回の使用料の一部改正につきましては、公共施設使用料の改定についてであります。平成27年度実施に向けまして、平成26年度に本別町行政改革推進本部並びに本別町行政改革推進委員会におきまして、消費税率改定及び昨今の光熱水費や燃料費の価格の変動が大きいことから、これらをベースとした見直しの検討をしてきたところであります。

このたび、本別町行政改革推進委員会において検討、協議をいただき、改定案につきまして使用料等審議会へ諮問し、答申を得ましたので、今回、条例を改正する必要が生じたので提案するものであります。

基本的内容につきましては、室料は消費税改定分、暖房料は、燃料費価格変動分を反映することとし、改定幅を50円単位としております。

なお、今改定によります影響ですが、室料は、改定を予定している施設は6施設で、改定額は50円から300円、平均100円、改定率1.7パーセントから2.8パーセント、平均で2.4パーセント。

電気料につきましては、50円以上の差が生じないため改定はありません。

暖房料につきましては、改定を予定している施設は12施設で、改定幅は50円から250円、平均で112円、改定率で16.7パーセントから27.8パーセント、平均で23.3パーセントとなっております。

また、平成25年度実績と比較しまして、年間使用料は、室料で約9万7,000円、暖房料で約11万7,000円の増となる見込みであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1本別町公民館中央公民館（1時間につき）の部大ホールの項使用料（円）暖房料の欄中「450」を「550」に改める。

別表第4本別町体育館団体専用（1時間につき）の部大競技室の項使用料（円）暖房料の欄中「750」を「950」に改め、同部中競技室の項使用料（円）暖房料の欄中「550」を「700」に改め、同部体力増進センターの項使用料（円）室料の欄中「1,800」を「1,850」に改め、同項使用料（円）暖房料の欄中「950」を「1,200」に改める。

別表第5本別町町民水泳プール団体専用（1時間につき）の部6コース（全館）の項使用料（円）の欄中「9,000」を「9,250」に改める。

別表第6本別町柔剣道場団体専用（1時間につき）の部道場の項使用料（円）暖房料の欄中「550」を「700」に改める。

別表第8本別町立学校開放施設団体専用（1時間につき）の部本別中学校体育館の項使用料（円）暖房料の欄中「250」を「300」に改める。

別表第11本別町コミュニティセンター本別コミュニティセンター（1時間につき）の部多目的ホールの項使用料（円）暖房料の欄中「200」を「250」に改める。

別表第13本別町ふれあい多目的アリーナ団体専用（1時間につき）の部アリーナの項使用料（円）暖房料の欄中「900」を「1,150」に改める。

別表第14本別町ふれあい交流館ふれあい交流館（1時間につき）の部多目的ホールの項使用料（円）暖房料の欄中「200」を「250」に改める。

別表第17本別町総合ケアセンター総合ケアセンター（1時間につき）の部レクリエーションルームの項使用料（円）暖房料の欄中「300」を「350」に改める。

別表第19本別町老人福祉センター老人福祉センター（1時間につき）の部集会室の項使用料（円）暖房料の欄中「300」を「350」に改める。

別表第20本別町健康管理センター健康管理センター（1時間につき）の部検診室の項使用料（円）暖房料の欄中「300」を「350」に改める。

別表第22本別町農産物ものづくり館農産物ものづくり館（1時間につき）の部農産加工室の款全体の項使用料（円）暖房料の欄中「200」を「250」に改める。

別表第24本別町義経の里ロッジ（御所）1棟1泊の項使用料（円）の欄中「11,000」を「11,300」に改める。

別表第25本別町静山キャンプ村バンガローの部かしわ（30人用）の項使用料（円）の欄中「3,600」を「3,700」に改め、同部からまつ（30人用）の項使用料（円）の欄中「3,600」を「3,700」に改め、同部アカゲラ（16人用）の項使用料（円）の欄中「2,400」を「2,450」に改め、同部オオルリ（16人用）の項使用料（円）の欄中「2,400」を「2,450」に改める。

別表第27定期券及びシーズン券体力増進センターの部1月券の款冬季11月～4月の項金額（円）の欄中「2,000」を「2,050」に改め、同表町民水泳プールの部1月券の項金額（円）の欄中「2,000」を「2,050」に改め、同部シーズン券の項金額（円）の欄中「2,000」を「2,050」に改め、同欄中「4,000」を「4,100」に改め、同表太陽の丘パークゴルフ場の部シーズン券の項金額（円）の欄中「5,000」を「5,100」に改め、同表ふれあい多目的アリーナの部1月券の款冬季間のみ販売11月～4月の項金額（円）の欄中「2,000」を「2,050」に改め、同欄中「3,000」を「3,050」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、議案第2号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、提案理由の説明がございましたが、2点ほど確認も含めて質問いたします。

まず1点ですが、冒頭、影響額というのですか、部屋の料金と暖房料で合わせて約20万円というような聞き方をさせていただきました。それが間違いないのかということが、まず1点。

次に、もう1点目でございますが、今の説明の中で、町民の皆さんが代表になっております推進委員会の皆さんから答申をいただいたのでという冒頭の入り方がありました。ほかの関係団体、または、町民の方々に説明をしているのか、していないのか明快な答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

まず1点目の影響額ですけれども、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、総額で約20万円ほどになります。室料が9万7,000円の残りが暖房料ということになります。

2点目ですけれども、行政改革推進本部で昨年来より検討をさせていただき、推進本部でまとまった部分を推進委員会の中に諮問をさせて、諮問というかお話しをさせていただき、御検討をいただいたと。そして、それが1月15日に答申という形で、推進委員会としてまとまった結論を出していただいたということになります。この間、推進本部の中では、一応、使用料、今回の見直しについて、それぞれ関係団体、各課の関係団体に今回の見直しについて御説明を申し上げていただくようお願いをしておりますので、それぞれ教育委員会であれば、体育、スポーツ関係、文化関係とか、福祉であれば、福祉関係の施設だとかということと団体だとかということと、それぞれ協議をいただいて、今回、最終的に行政改革推進委員会としての結論を出したところでございます。

その後は、使用料等審議会でも議論をした経過だというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今の企画振興課長の答弁をいただきますと、推進委員の皆さんから答申をいただいて、それと相前後する形で担当部局から関係団体の皆さんに説明をしているというような内容かと思えます。私の聞いているのは、それは当たり前なことであってですね、推進本部というのは役場の課長さん方がなっている部分で、推

進委員会というのは町民の皆さんの代表かと思います。その方々に諮問をして答申をいただくということになりますと、当然、担当部局なり、それなりの方々が町民の代表の方なり、例えば、固有名詞で申しわけございませんが、体育協会なり文化協会なり、自治会連合会なりに説明するのが丁寧な説明の方法と思いますが、その辺の見解を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

推進本部で、昨年来より使用料の部分について検討をさせていただきました。過去の使用料の状況、維持管理の状況含めて検証をさせていただき、本部として今回、お話ししたとおり消費税の関係、暖房料の関係、燃料費の関係等があったので、この部分について検証させていただき、見直しをするという考え方で推進委員会の中、推進委員につきましては12名の推進委員の皆さんがいらっしゃいます。それぞれ団体代表ということで、商工会や農協、自治連、体協、文化協会、それぞれ町内の主な団体の代表8名と一般公募4名ということで、12名の委員の皆さんで、この見直しについては検討をいただいたということでございます。この間、推進本部としては、推進本部で見直しの考え方については、各課を通じて各団体の皆様とは見直しについて御説明を申し上げ、御理解をいただいたというふうに我々事務局としては考えているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今回の使用料の見直しにあたって、基本的な考え方6点について、お伺いをしたいと思います。

1点目ですが、今回の改定の理由は、消費税の増税及び燃料の高騰に伴いということになってはいますが、この見直しに当たって、消費税の増税部分というのは、例えば一つの施設なりの見直しを図るときに、どの部分に消費税がかかって、またそれに伴ってどのように試算をされたのか、これは以前に決めるときにある程度提案をされていますけれども、改めて、その点をまずお伺いをしたいと思います。

2点目ですが、燃料の高騰に伴い、暖房料の見直しが行われますけど、確かに重油や灯油などとなりますけれども、価格は高騰しましたが現在は、下落傾向にあります。ただ、今後再び高騰しないという補償はありませんので、大変難しい部分ではありますけれども、今回の暖房料の見直しに当たっての価格の基準というか、今回だけではなくて基本的なところがあれば、その暖房料というのはどこでおさえて、どういう形で見直しということになったのか、お伺いをしたいと思います。

3点目ですが、公共施設の使用に当たっては、使用頻度の高い団体、さらには会員の少ない団体から使用料の関係でなかなか使用が困難になりつつあるという声があります。見直しに当たって、そうした声が受けとめられているのかどうか、そうした声を把握しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、5点目ですが、これは今、大住議員とのお話しもありましたけども、ただ、私たちが聞くには、利用者とか関係者にですね、必ずしも今回の見直しについて、事前に、すべてとは言いませんけども、お話しがあったというふうには受けとめられておりません。そういう意味では、やはり利用者の声とか関係者の声、最終的には、それは行革とか使用料等審議会というのは町民を代表して判断するわけですが、しかし、その前に、やはり利用者の声、関係団体の声というのものもある程度聞きながら案をつくるということも大事だと思うのですが、その点について、もう一度、お伺いをしたいと思います。

最後にですね、今までもお話ししてきましたけども、今回の見直しによって、例えば使用者が減って、以前より使用料収入が落ち込む可能性があるところもあるように思っていますけども、例えば、そういう場合には、見直しをして元に戻す考えはないのか、以上6点について、お伺いします。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

まず1点目の消費税が5パーセントから8パーセントに、昨年4月1日に改定をさせていただきます。本町は、課税事業者ではございませんが、使用料につきましては、この間、平成17年に導入し、また22年に見直しを凶ってきてございますけども、使用する方々には維持管理費の10パーセントから20パーセントの範囲という中で応分の負担をいただくということで、この間、皆さんの御理解をいただいて進めてきているところでございます。今回は、室料について、見直しを若干凶ってございますけども、これは1,800円以上の施設、またはシーズン券等に該当するもので、6施設該当をさせていただきます。年間、町の公共施設の維持管理費は1億2,000万円程度になってございます。収入は、一方1,200万円ということで、約10パーセントということで、この間推移をしてきてございます。昨年4月に3パーセントの値上げが、使用料の改定がございましたけども、この中で維持管理費、それぞれ各施設の委託料も含めて、それぞれ消費税が3パーセント加算をさせていただきますので、まだ、26年度については決算、出ておりませんが、維持管理費はその分、上がってございますので、この部分に今回対応をするということで、50円単位ですから、1,800円以上の施設のみ改定をさせていただいたというところでございます。

それから燃料費の関係でございますけども、これにつきましては、御承知のとおり過去の推移を調べさせていただいてございます。導入が平成17年で、使用料でございますので、その当時57円の燃料費だったというふうに、これは全道平均でございますけどもおさえてございます。近年、かなり上下しておりますが高騰をさせていただきますので、27年1月には83円ということでございます。その前は107円まで、昨年高騰をしたという状況がでございます。現在、77円前後に落ち着いているのかというふうに考えてございます。この間、導入時と比べますと、88パーセントほど値上げ

があり、またこの間、節減などで暖房施設の改良等含めて節減等も図ってきておりますけれども、それが約20パーセントほど、過去の燃料費を比較すると減少をしているという状況もございます。また、過去3年間の変動率をみるとマイナス15パーセント、上がったり下がったりしておりますけれども、そういうことを考慮して今回、試算をさせていただいたということでございます。そういう中で、12施設が該当をするということございまして、200円以上の暖房料につきましては、それぞれアップをするということございまして、改定率については、先ほど申し上げましたとおり16から27パーセントでの改定になるということでございます。

今後、燃料費、まだ下がるのか上がるのか、まだちょっとわかりませんが、今後の部分については、使用料の改定はおおよそ3年ということでございますけれども、検証作業を含めると5年サイクルでこの間やってきておりますので、今回は、平成32年の見直しということを考えてございますので、よほどのことがない限りは、そのスケジュールで取り進めていきたいというふうにも考えております。

使用料の関係につきましては、平成22年に導入後、1回目の見直しをしてきてございますけれども、このときに、子どもたちの部分については、個人使用料については無料にしたり、また、身障者、高齢者の部分についても一定の見直しを図って利用しやすいような形でこの間、進めてきているところでございます。今回については、先ほども申し上げましたとおり、使用料の消費税の部分、3パーセントの部分を見直しをさせていただいたということで、子どもたちや高齢者、身障者の部分については、今回は見直しの対象にはしてございません。また今後、32年の見直しの中で、時代背景も変わってきますので、その中でまた検証をしながら見直しの検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、関係団体の声ということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、消費税の、今回は、室料については消費税のみの見直しということもございました。そういう中では、行政改革推進委員会は今回委員の皆さん、それぞれ改選をして12名という形で再スタートしてございますけれども、それぞれ各団体、主要8団体の代表の方の構成、また一般公募4名ということで12名の町民の代表の方で組織をしていただいて、それぞれ、その代表の意見というのをいただきながら進めてきておりますし、また、関係施設につきましては、関係課を通じて、先ほども申し上げましたけれども、それぞれスポーツやっている団体は、体協さん含めて教育委員会のほうから協議をしていただくなり文化協会も含めてそうですけれども、そういう各団体を持っている関係課のほうで調整をいただいて今回の見直しに至っているところでございます。

最後に、5点目の使用料の関係でございますけれども、利用者が少なくなったり、そういう部分があった場合、見直しの考え方ということでございますけれども、現時点では、先ほど申し上げましたとおり5年サイクルで見直しを進めてきていますので、平成32年を次の改定時期というふうに我々はおさえてございますけれども、その間、大

きな社会変動があれば、それはまた使用料の見直し含めて皆さんと議論もしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 公共施設というのは、基本的には、いかに多くの町民の方に使用していただくかという前提があるわけでありまして、そういう意味では、使用料の改定というのは、大変、私は慎重でなければいけないというふうに思っています。それでですね、一つは、今言われていました利用者とか関係団体の声ということですが、例えば、関係団体と言いましても、例えば体育協会であれば多くの団体があるわけですね。その中に当然、今回の値上げに対して直接関係する団体というのものもあるわけですが、そういったいろいろ、体育協会がそうだというわけではないですけど、体育協会というのがあるって、そこからそれぞれの団体にやはり話しとしてちゃんとおりて行って、その関係団体だけでいいと思うのですね、例えば、今回見直した。それがちゃんと上がって反映されているかということ、私は必ずしもそうでもないように聞く部分もあるわけです。ですからそれは行政として、そういう方向でという提起をしているとしたら、やはりそこそこはきちんとしていただくということが私は大事だと思うのです。やはり利用者とか関係している団体の人たちの気持ちというものを、それがそうなるかどうかは別にしても、やはり配慮するということが大事だと思うので、その点について1点お伺いをしたいと思います。

それともう一つ、平成32年までということですが、もちろん使用料の設定に当たっては、毎年上がったたり下がったりということにはなりませんので、5年は5年がいいのですが、ただやはり今言われているように、逆の方向もあるわけです。電気料がまだ上がらないのかとか、石油にしてもまた再び高騰していかないのかとかということになると、それは引き上げというか、そういうことも含めて状況によっては考えられるわけですが、だから上がるときは上げるけど、下がるときは下げないというようなことは、私はならないと思うので、そういう社会の状況の判断ということですね、やはり一定の配慮というのが必要だと思うのと、あとはやはり利用する町民の声ですよね。町民の多くの皆さんがこの使用料については高いとか安いとかいろいろ議論あるのですが、やはりそういう声については、たとえその5年という期間があっても、一定の反映をするような場というのがなければいけないような気がするのですが、その点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

1点は、いろんな利用されている団体への説明責任、十分果たされているのかという点だと思います。そして、私どもとしては内部でおおむね本部として、これは庁内の組織、町長をトップにつくっている組織でありますけども、ここでその方向性が出た段階で民間の推進委員会、あるいは審議会にかける前に各課をとおして各団体に説

明をするようにということでおろしてございます。おろしているのですが、そこで特別の課題が上がってきていないという事務局でとらえながら物事を進めているという状況でございますけども、そのおろし方に課題があるのかないのか、その辺については、これからちょっと検証させていただきたいと思います。

それから今、変動の関係で、電気料ちょっと出されておりますけども、社会的に見て大きな変動があるときには、5年にこだわる必要はないだろうと考えています。そして平成17年に応益と負担の関係を町民説明会等で説明しながら、これからの使用料はこうなりますよと合意をいただいて、3年ないし、4年で見直しをしていくという基本方針も確認をさせていただいたところでありまして。その中で、今までも例えば、途中、アンケート調査含めて見直しはやってきております。一つは小学生、子どもたち、高校生まで、それからリハビリを必要とするお年寄りが利用する場合には、どうなのか、そういうアンケートあるいは意見もいただきまして、それは途中、必要性があるだろうと判断をして全面的に見直しをさせていただいているということでございます。したがって、今課長のほうのから申し上げましたとおり、基本的に全体的な見直しというのは5年を一つのめどにしながらやりますけども、社会的にそういう状況の変化で早急にやらなければならないような案件が出てくれば、それは見直していくこともやぶさかでない、必要があればやるということを考えております。電気料の関係、変動が激しいから、そういうものも含めてどうするかということでございますけども、ただ、今回の見直しにかかっては、電気料の平成26年分の価格変動は実は見込んでございません。これだけ電気料が極端に上がったものを価格変換はできないだろうと判断をしたところでございます。25年までの電気料の推移を参考にさせていただきまして、電気料は例えば、北電にいますけども、原発の動きは下げますよとか、そういう状況もございまして、これを基礎価格の中に算定するのが適当でないだろうと判断して、それは配慮をさせていただいております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 1点、お伺いをさせていただきます。

先ほど、説明の中に、今回の条例改正を行うと20万円ほどの増額が見込まれるという説明を受けました。中身について1点ですがお伺いをしたいと思います。

太陽の丘パークゴルフ場のシーズン券のことがここに提示されておまして、シーズン券5,000円が100円の増額をしたいということで、これは、今までの説明からいきますと、消費税が上がっているということで判断をさせていただいていいのかと思います。この部分につきまして、先ほどの20万円の中に、この太陽の丘のシーズン券の販売の関係で、金額的にはどのくらいの増額を見込んでおられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

室料の中に、太陽の丘ということでシーズン券が入りますけども、年間約67名ほどの利用があるということで聞いてございまして、影響額にしては7,000円ということでございます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 先ほどらいからですね、関係する方々にもう少し説明をするべきだったのではないかということに関係するのですけれども、ただいま答弁では70人ぐらいを見込んでいるのだろうと思うのです、シーズン券を求めていただく方が。最初、有料というか、お金をいただくというスタート時点では90何人、100名近くの方がシーズン券を求められたそうですけれども、パークゴルフをされる方が年々減っていっていると、そういう状況でこういう試算はされたのだと思いますが、関係の方に伺いますと、池北4町の中で、パークゴルフ場の使用料を徴収しているのは本別だけだそうです。私もちょっと確認はしましたので、それは間違っていないと思うのですが、そういうふうにして、高齢者の楽しみの場所ということで料金を今までは徴収していたけども、しなくなったというところが出てきているというふうを受けとめさせていただきたいと思います。それで、そういうことを踏まえますと、わずか100円ですけれども、実際にこのお金を払って利用していただく方々にとっては、なぜだという思いがたくさんあると思うのです。そうすることによってシーズン券を求めなくなるのではないかという心配もされているところはあるのです、実は。要するに1回200円の使用料、それからつづりになった分をお買いになって、そしてあとはよそへ向かっていくのではないかという、関係の方が心配をされているところもあるのですけれども、その辺については、どのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、安藤社会教育課長。

○社会教育課長（安藤修一君） お答を申し上げます。

先ほど説明がございましたけども、シーズン券、お買い求めになっている方ということで、25年につきましては68名の方がお買い求めになっております、35万円ということ。26年度につきましては、11月をもってパークゴルフ場、終わっておりますけども、この数値につきましては69名ということで、ほとんど大体こちら辺で一定安定しているのかという気もしております。今、お話しがございました池北三町、本町以外は足寄、陸別、池田と、無料化が進んでいるという形の部分で、今後、利用者、このシーズン券をお買い求めになる方が減るのではないかという危惧をされているということで今お話しがございました。私どもとしては、年間約360万円ぐらいという形で今、本別パークゴルフ協会のほうに業務委託をさせていただいて、少しでも魅力ある施設ということで、それだけのお金をかけた中で差別化を図っているところです。そして利用者の声としても大変、ほかのコースと比べても起伏に富んだ

コースということで、すごく特徴のあるいいコースですよというお話も伺っているような状況でございます。そういう形で今後も、有料という形になっておりますけども私どもとしては、そういう差別化を図った中で少しでも魅力あるコースづくりをして、少しでも多くの方に利用していただくような方向に進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） いま、太陽の丘の関係が出たので、もう少しちょっと伺いたいのですが、今、質疑があった中身にも関連しますが、利用者とか、あるいは運営されている方々の意見というのを今回、十分に聞いたかどうかということがちょっと心配なのですよね。それで、先ほどシーズン券の話で、太陽の丘は平成25年68名、それから26年69名で、ほとんど変わらないということで発表があったのですが、もう一歩進んで、その中身ですね、68とか69の券の中身が、私伺ったところによりますと、その中の50人くらいが、この運営に携わってくれている方々が購入しているというふうに伺っているのです。多分、議員さんの中にも、そういう方もいらっしゃると思うので、確か5,000円ですから25回分くらいになるのですか、そういう形になると思いますけども、25回以上行く方もいらっしゃると思いますけども、いずれにしても先ほどらいあったように、非常にいいコースだという評価を受けているという気持ちからも、そういう方々が回数は別として、そういう協力をしていただいているという認識はまずあるのかどうかということと、先ほどらい、何人かの議員の方も言っているように、その辺の説明がそういう人たちにされたのかどうかというのは、すごい不安なのですよね。金額的には、皆さん大人だから、その金額のことを多分言っているのではないというふうに私は思うのです。ですからほかの町はほかの町の特徴として、こういうことを無料化していく、本別も3年越しくらいで静山でしたか、あそこを無料にしたような経過もあるというのも十分、声にこたえてきたというふうに思っています。それから、私自身は、市街地に近いところが幾つか無料のところがありますよね。これは非常に重要なことだと。これは単にスポーツということだけではなく、健康維持ということの意味も当然あるわけで重要なことで、その辺の考え方をもう少し整理して今回の、どういう対応をされたのかということをもとめて伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、安藤社会教育課長。

○社会教育課長（安藤修一君） お答を申し上げます。

先ほど、1カ月シーズン券ということで170名の利用があるということでお話をさせていただきました。ここの利用者についての説明というのは今回しておりません。それで、体育協会、常任理事会等開催した中で各団体のほうに、そこらをとおした中で今回の値上げの部分についての説明をさせていただいております。今、お話しございましたとおり本別には太陽の丘のほかに、ことし無料化になりました義経の里

パークゴルフ場ですとか、弥生パークゴルフ場という形の部分でございます。実際に、義経の里パークゴルフ場につきましても去年900人台が5,000人台にまで伸びたという形の部分で、状況としては、ほとんど変わりはないのですけども、そういう形で利用されているという状況でございます。今回、先ほど申し上げましたけども、100円の値上げという形になったわけですけども、今後とも教育委員会としては、差別化を図った中で利用増につなげていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今回、議決されるかどうか、ちょっとこれからですからわかりませんが、いずれにしても今後も今申し上げたような利用実態が、利用というか協力されている実態があるわけなので、今利用者全部には説明されていないという話しもあったので、このあとも何か集まる機会を設けながらやはり意見を聞くということも必要だと思いますし、我々議会も4月に懇談会を予定していて、そういう話しが出るかもしれないなと思っていますけども、いずれにしても、これからも話し合っていく、説明していくということだけは、ぜひ考えるべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（方川一郎君） 答弁、中野教育長。

○教育長（中野博文君） お答を申し上げます。

今回の改正に当たりましてはですね、関係団体等に御説明をいたしまして、一定の御理解はいただいたかなというふうに思っております。ただ、説明の方法あるいは町民の方から意見をお聞きするという方法といいますか、については今後、町長部局とも御相談申し上げながら考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 本別町使用料条例の一部改正についての反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例改正に当たりまして、今質疑がありましたとおり町民の皆さん、また関係者の団体の皆さんに説明が極めて不十分だというように私は認識してございます。昨年4月に消費税の増税があり、さらに町民の皆さん方の中には年金の減少など、大変な思いで生活している人たちがおられます。また、提案理由にあります燃料高騰に伴うという内容でございますけれども、ガソリンはピーク時の約170円、1リットル当

たりでございますが、今は130円程度でございます。灯油、重油についても120円だったものが80円、1リットル当たりというような状況になっております。これらのことを考えたときに、あまりにも短絡的な考え方であります。原油価格がどうなるのか、動静を見てからの判断でもよいのではないかというように思っております。また、昨年11月の臨時議会におきまして、町特別職と私ども議員の期末手当の改正に関する条例の改正を行い、期末手当の増額を行っているところでございます。このような状況の中で、町民の皆さんに負担を強いることは私はならないと思っております。これらのご意見を鑑みながら、本条例の一部改正に反対を申し上げるものでございます。議員の皆さんの御英断をお願いし討論といたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立少数です。

お座りください。

したがって、議案第2号本別町使用料条例の一部改正については、否決されました。

---

### ◎日程第8 意見書案第1号

○議長（方川一郎君） 日程第8 意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

矢部隆之君、御登壇ください。

○1番（矢部隆之君）〔登壇〕 意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては案文の朗読をもってかえさせていただきます。農協関係法制度の見直しに関する意見書案。

政府は昨年6月、規制改革実施計画を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道は11月にJAグループ北海道改革プラン（実行

計画指針)を策定し組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

しかしながら、昨年11月、政府の規制改革会議は、准組合員利用規制等を含む農業協同組合の見直しに関する意見を政府に提出しています。

このような、規制改革をめぐる国の一連の動きについては、生産現場などからJAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織のもつ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっております。

つきましては、今後農協関係法制度の見直しにあたっては、次の事項を遵守するよう要望します。

記。

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

4、中央会制度については、JAグループの意志を結集する機能、JAグループを代表する機能、JAグループをサポートする機能(監査機能を含む)を十分に発揮できる位置付けにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終ります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時22分）

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成27年 2月10日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 英 一

署名議員 藤 田 直 美